

平成 2 1 年第 2 回安城市議会臨時会付議案件

2 1 . 4 . 3

仮番	内 容	
1	議案番号	第 4 9 号議案
	議案名	安城市税条例等の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	地方税法の改正に伴うもの 資料別添
2	議案番号	第 5 0 号議案
	議案名	安城市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	地方税法の改正に伴うもの 資料別添
3	議案番号	第 5 1 号議案
	議案名	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	地方税法の改正に伴うもの 資料別添
4	議案番号	同意第 2 号
	議案名	固定資産評価員の選任について
	摘 要	固定資産評価員 岩月隆夫の辞職（平成 2 1 年 4 月 9 日）に伴う後任の選任 固定資産評価員 要件 固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者

付議案件別冊

仮番 1 安城市税条例等の一部を改正する条例の制定について

仮番 2 安城市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

仮番 3 安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法の一部改正法の概要

1 個人住民税

(1) 住宅ローン特別控除の創設（法附則第5条の4の2 市税条例附則第7条の3の2）

ア 対象者

所得税の住宅ローン控除の適用者であって、平成21年から平成25年までに入居したもの

イ 控除額

次のいずれか小さい額を個人住民税から控除する。

(ア) 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

(イ) 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額（上限額97,500円）

(2) 土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設（法附則第34条 市税条例附則第17条）

個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した土地を、5年を超える期間所有し、その後譲渡した場合は、当該譲渡した年中の譲渡所得の金額から1,000万円を控除する。

(3) 譲渡所得の特例制度の期限延長（法附則第34条の2 市税条例附則第17条の2）

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を平成26年度まで延長する。

(4) 上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の適用延長（平成20年一部改正法附則第3条、第8条 平成20年一部改正条例附則第2条）

軽減税率10%（住民税3%・所得税7%）の適用措置を平成23年12月31日まで延長する。

2 固定資産税

(1) 長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置の創設（法附則第15条の7 市税条例附則第10条の2第2項）

平成21年6月4日から平成22年3月31日までの間に新築された認定長期優良住宅（構造及び設備が長期使用構造等である住宅であって、その建築及び維持保全に関する計画の認定を受けたものをいう。）について、翌年度分から5年度分（中高層耐火建築物は7年度分）の固定資産税の税額（住宅1戸当たり床面積の120㎡相当分までの額に限る。）の2分の1を減額する。

(2) 土地に係る負担調整措置（法附則第18条から第19条の4まで、第25条から第27条の2まで 市税条例附則第12条から第13条の3まで）

急激な税負担の増加を避けつつ地方税法の規定による本来の課税標準額に近づけるため、従来から土地に係る負担調整措置がとられてきたが、基準年度に当たり当該負担調整措置の期間を延長する（平成21年度から平成23年度まで）。

ア 負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）が一定割合以上の土地については、前年度課税標準額を引下げ又は据置きとする。

イ 負担水準が一定割合未満の土地については、前年度課税標準額に評価額の5%を加算する。

3 都市計画税

固定資産税と同様に土地の課税に係る負担調整措置の期間を延長する。

4 国民健康保険税

(1) 2割軽減の対象から除外する措置の廃止（法703条の5 国保税条例第27条第2項）

税額の2割軽減について、前年からの所得の状況の著しい変化等により軽減が適当でないと認める場合には対象者としないこととする措置を廃止し、一律に適用する。

(2) その他

地方税法の改正に伴い、所得に係る課税の特例に関する規定を整備する。